

## 第2 関連法令の追補

## 第2 関連法令の追補

### 1 中華人民共和国植物新品種保護条例の修正に関する 国務院の決定

#### 中華人民共和国植物新品種保護条例の修正 に関する国務院の決定 中華人民共和国国務院令

第635号

《国務院〈中華人民共和国植物新品種保護条例〉の修正に関する決定》は2013年1月16日に開いた国務院第231次常務会議にて採決されたので、これによって公布し、2013年3月1日から実行するものとする。

総理：温家宝

2013年1月31日

#### 中華人民共和国植物新品種保護条例の修正 に関する国務院の決定

国務院は中華人民共和国植物新品種保護条例に対して、次のように修正することを決定した。つまり：

一、第三十九条第三項を次のように修正する：“省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門は、品種権の侵害事件をそれぞれの権限に従って取り扱う際に、社会の公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入及び品種権侵害の種苗を没収し、また品種権侵害の種苗の対価は5万元以上の場合、その対価の1倍以上、5倍以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種苗の対価のない又は5万元以下の場合、侵害事情により、25万元以下の罰金を科することができる。”

二、第四十条を次のように修正する：“植物新品種が偽造された場合、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及び偽造品種の種苗を没収し、また、品種権侵害の種苗の対価は5万元以上の場合、その対価の1倍以上、5倍以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種苗の対価のない又は5万元以下の場合、侵害事情により、25万元以下の罰金を科することができる。侵害事情が犯罪を構成するほど重大な場合、関連当事者に対して法律に従って刑事責任の捜査が行われるものとする。”

本決定は2013年3月1日から実行されるものとする。

# 中華人民共和国植物新品種保護条例

(1997年3月20日公布、1997年10月1日実行)

2013年1月16日修正、2013年3月1日実行)

## 第1章 総則

第1条 本条例は植物新品種の育成者権を保護し、植物新品種の育成及び利用を奨励し、また農業、林業の発展を促進するために制定されたものである。

第2条 本条例の中で使用されている植物新品種とは、ある人為的に育成されたもの、又は発見された野生の植物を発展したものであって、新規性、区別性、均一性及び安定性を有する、また適切な名称が与えられている植物品種のことをいう。

第3条 国務院の下での農業及び林業行政部門(以下、ともに「審査・承認当局」と称する)は、それぞれの責任分担に従って、植物新品種の育成者権に関する出願の受理と審査、また本条例の規定に適合する植物新品種に対する育成者権(以下、「品種権」と称する)の付与についての業務を共同で担当する。

第4条 県レベル以上の政府又はその他の関連部局は、国家又は公共の利益をもたらし、また利用価値の高い植物新品種を育成した団体又は個人に対して、奨励を与えるものとする。

第5条 品種権が付与されている植物新品種(以下、「保護された品種」と称する)の生産、販売及び普及は、種子に関する関連の国内法及び条例の規定に従った品種の審査を受けるものとする。

## 第2章 品種権の内容及び帰属

第6条 育種を達成した団体又は個人は自らの保護された品種に対する排他的な権限を有する。本条例において別段の規定がない限り、他の団体又は個人は品種権保有者(以下、品種権者と称する)の同意を得ずに上記保護された品種の種苗を商業目的で生産又は販売してはならず、また保護された品種の種苗を他の品種の種苗の生産において商業目的で反復的に利用してはならない。

第7条 自らが属する団体の任務を履行し、又は主としてその団体の施設を利用している従業者によって達成された職務育種の場合、その植物新品種に関する品種権の出願を行う権利は当該の団体に属するものとする。非職務育種については、植物新品種に関する品種権の出願を行う権利はその育種を達成した個人に属するものとする。出願が承認された後、その品種権は出願者に属するものとする。

委託された育種又は共同で行った育種については、品種権の帰属について契約の当事者間で合意されるものとする。それがなされなかった場合、品種権は育種を行うよう委託され、又は共同で行った団体又は個人に属するものとする。

第8条 1つの植物新品種には1つの品種権が付与されるものとする。同一の植物新品種について2人以上の出願者が個別に品種権の出願を行った場合、品種権は先に出願を行った者に付与されるものとする。出願が同時であった場合、品種権は当該の植物新品種を最初に育成した者に付与されるものとする。

第9条 植物新品種に関する品種権を出願する権利並びにその品種権は法律に従って譲渡することができるものとする。

中国の団体又は個人が中国で育成された植物新品種に関する品種権を出願する権利又はその品種権を外国人に譲渡することを希望する場合、そのような譲渡が審査・承認当局によって承認されなければならない。

国有企業による中国国内における植物新品種に関する品種権を出願する権利又はその品種権の譲渡の場合、関連の国家規制に従って提出され、その管轄の行政部局の承認を受けなければならない。

植物新品種に関する品種権を出願する権利又は品種権の譲渡に関わる当事者は書面による契約を締結するものとし、またその譲渡を審査・承認当局に登録するものとし、その当局はその譲渡を公告するものとする。

第10条 下記の状況での保護された品種の利用は品種権者の許諾を必要とせず、またロイヤルティーの支払いも必要としないものとする。しかし、本条例による品種権者の他の権利を侵害することをしてはならない。

(一) 育種及びその他の科学研究をするために保護された品種の利用。

(二) 農民による自己の農地で収穫された保護された品種の種苗の自己の農地での繁殖目的での利用。

第11条 国家利益又は公共の利益のために、審査・承認当局は、保護された品種を利用する強制実施権の付与を決定することができ、それは直ちに登録され、公告されるものとする。

強制実施権が付与された団体又は個人は品種権者に合理的な使用料を支払うものとし、その額は両当事者間で決定されるものとする。両当事者が合意に達しなかった場合、審査・承認当局が裁定を下すものとする。

品種権者が強制実施権を付与するという決定に満足しなかった場合又は使用において支払われる料金に関する裁定に満足しなかった場合、品種権者はその通知を受け取った日から3か月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第12条 保護された品種の保護期間が満了したか否かにかかわらず、当該保護された品種を販売する際に、保護された品種の名称が使用されなければならない。

### 第3章 品種権の付与の条件

第13条 品種権を出願できる植物新品種は、国家の植物保護品種リストに挙げられている植物の属又は種でなければならない。植物保護品種リストは審査・承認当局が決定し、公告するものとする。

第14条 品種権が付与される植物新品種は新規性が満たさなければならない。新規性とは、出願品種の種苗が出願日以前、販売されていなかったこと、又は育種者の許諾を得て、中国国内において出願品種の種苗販売が1年間を超えていなかったこと、中国国外において蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物の出願品種の種苗販売は6年間、またその他の植物の出願品種の種苗販売は4年間を超えていなかったことである。

第15条 品種権が付与される植物新品種は区別性が満たさなければならない。区別性とは、出願品種が出願日以前に既存の植物品種とは明確に区別できることである。

第16条 品種権が付与される植物新品種は均一性が満たさなければならない。均一性とは、出願品種が予想しうる変異を除いて、繁殖後のその関連の特徴又は特性の面で均一であることである。

第17条 品種権が付与される植物新品種は安定性が満たさなければならない。安定性とは、出願品種が繰り返しの繁殖後又は特定の繁殖サイクルの終了時にも、その関連の特徴又は特性が安定していることである。

第18条 品種権が付与される植物新品種は適切な名称を持たなければならない、その名称が同一もしくは類似の植物の属又は種において既存の植物品種の名称と区別できなければならない。保護された品種の名称は当該の植物新品種の唯一の名称とされる。

下記は新品種の名称を選ぶ際に避けるものとする。

- (一) 数字のみからなるもの。
- (二) 社会的モラルに反するもの。
- (三) 植物新品種の特徴、特性又は育種者の身分について、誤認を生じさせやすいもの。

### 第4章 品種権の出願と受理

第19条 中国の団体及び個人が品種権を出願した場合、彼らは出願を審査・承認当局に直接又はその目的で委託した代理人を通して、提出することができる。

②中国の団体及び個人が品種権を出願する植物新品種が国家の安全又は主要な利益に関連しており、したがって秘密に保たれる必要がある場合、それは関連の国家規制に従って取り扱われるものとする。

第20条 外国人、外国の企業又はなんらかのその他の外国の機関が中国において品種権の出願を行った場合、その出願は本条例の下で、その出願者が属する国と中華人民共和国間で締結されたなんらかの合意又は両国が共に加盟している国際条約に従い、又は相互主義の原則に基づいて取り扱われるものとする。

第 21 条 品種権を出願するとき、指定された様式に合致する出願書と説明書並びにその品種の写真が審査・承認当局に提出されるものとする。  
出願文書は中国語で書かれているものとする。

第 22 条 審査・承認当局が品種権出願書類を受け取った日付を出願日とする。出願書類が郵送で提出された場合、その消印の日付を出願日とする。

第 23 条 出願人が最初に外国で品種権出願を提出した日から 12 か月以内に、同一の植物新品種の品種権を中国で出願する場合は、当該外国と中華人民共和国の間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に従い、或は相互に承認した優先権に関する原則に基づき、優先権を主張することができる。

優先権を主張する出願人は、出願するときに書面による主張を提出し、かつ 3 か月以内に、最初の受理機関が確認した最初の品種権出願文書のコピーを提出しなければならない。本条例によって主張文書又は品種権出願文書のコピーを提出していなければ、その優先権を主張していないものとみなされる。

第 24 条 品種権出願が本条例の第 21 条に適合している場合、審査・承認当局はそれを受理し、出願日及び提出番号を割り当て、また出願の受理から 1 か月以内に出願者に対して出願料を支払うように通知するものとする。

品種権出願が本条例の第 21 条に適合しない場合、又は修正後もなおかつ適合しない場合、審査・承認当局はそれを受理しないものとし、また出願者に対してその旨を通知するものとする。

第 25 条 品種権が付与される前に、出願者は自己の品種権出願をいつでも修正し、又は取り下げることができるものとする。

第 26 条 中国国内で育種された植物新品種に対する品種権について、中国の団体又は個人によって外国に出願される場合は、審査・承認当局に登録されなければならない。

## 第 5 章 品種権の審査と承認

第 27 条 出願料が支払われた後、審査・承認当局は下記の項目に対して品種権出願の予備審査を行う。

- (一) 植物品種保護リストに挙げている植物の属又は種であるか否か。
- (二) 本条例の第二十条の規定を満たすか否か。
- (三) 新規性の規定を満たすか否か。
- (四) 植物新品種の名称は適切か否か。

第 28 条 審査・承認当局は出願日から 6 か月以内に初歩審査を完了するものとする。品種権出願が初歩審査に合格した場合、審査・承認当局は出願を公告し、出願者に対して審査費を 3 か月以内に支払うように通知する。

品種権出願が初歩審査で不合格となった場合、審査・承認当局は出願者に 3 か月以内に意見陳述又は補正を行うよう通知するものとする。出願者が期限内に応答しなかった場合又

はその出願が修正後も不合格となった場合、その出願は拒絶されるものとする。

第 29 条 出願人が規定によって審査費を支払った後、審査・承認当局は出願品種の区別性、均一性及び安定性について実体審査を行う。出願人が規定によって審査費を支払わなかった場合は、その品種権出願が取り下げられたとみなされる。

第 30 条 審査・承認当局は主に出願文書及びその他の関連資料に基づいて実体審査を行うものとする。審査・承認当局は必要とみなしたとき、指定された試験機関に委託し栽培試験を行うこと、あるいはすでに完了した栽培又はその他の試験結果を審査することかできる。

審査のために、出願人は審査・承認当局の要求に応じて必要な資料及び当該植物新品種の種苗を提供しなければならない。

第 31 条 実体審査において本条例の規定を満たした品種権出願に対して、審査・承認当局は品種権を付与することを決定し、品種権の証明書を発行し、また品種権を登録、公示するものとする。

実体審査において本条例の規定を満たさない品種権出願に対して、審査・承認当局はその出願を拒絶し、その旨を出願人に通知するものとする。

第 32 条 審査・承認当局は植物新品種の再審査委員会を設置するものとする。

出願人は品種権出願を拒絶した審査・承認当局の決定に対して不服がある場合、その通知を受け取った日から 3 か月以内に植物新品種の再審査委員会に対して再審査を行うよう要求することができる。植物新品種の再審査委員会は再審査の要求を受け取った日から 6 か月以内に決定を行い、その旨を出願人に通知するものとする。

出願人が植物新品種の再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受け取った日から 15 日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 33 条 品種権が付与された後、予備審査において合格した出願が公告された日から品種権が付与された日までの間、当該の登録品種の種苗を出願人の許諾を得ずに商業目的で生産又は販売した団体又は個人に対して、品種権者は賠償金を要求する権利を有するものとする。

## 第 6 章 期限、終止及び無効

第 34 条 品種権の付与の日から起算した品種権の保護期間は、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物については 20 年間、その他の植物については 15 年間とする。

第 35 条 品種権保有者はその品種権が付与された年から年間料金を支払うものとし、また審査・承認当局の求めに応じてその保護された品種の種苗を試験の目的で提供するものとする。

第 36 条 下記のいずれかに該当する場合、品種権はその期間の満了以前に終止するものとする。

- (一) 品種権保有者がその品種権を放棄する旨の書面による声明を行ったとき。
  - (二) 品種権保有者が指定された年間料金を支払わないとき。
  - (三) 品種権保有者が審査・承認当局が要求した形で試験のために必要なその保護された品種の種苗を提供しなかったとき。
  - (四) その保護された品種がもはやその品種権が付与されたときの特徴及び特性に合致しなくなったとき。
- 品種権の終止は審査・承認当局によって登録され、公示されるものとする。

第 37 条 審査・承認当局が品種権の付与を公告した日から、植物新品種の再審査委員会は職権により、又はいずれかの団体又は個人からの書面による請求に基づいて、本条例の第 14、15、16 及び 17 条の規定に適合しないいずれの品種の品種権も無効とすることができ、また本条約の第 18 条の規定に適合しないいずれの新品種の名称も変更することができる。品種権を無効とする決定及び名称を変更する決定は審査・承認当局によって登録され、公告されるものとし、また関係当事者に通知されるものとする。

植物新品種の再審委員会の決定に対して不服がある場合、通知を受ける 3 か月内に裁判所に訴訟を提出することができる。

第 38 条 無効とされた品種権は最初から存在しなかったとみなされるものとする。

品種権は植物新品種の再審委員会によって無効とされる以前に、その侵害について裁判所によって宣告され、実施されたいかなる判断又は裁定、もしくはその侵害について省レベル以上の政府の農業及び林業行政部門が行い、実施されたいかなる決定又は植物新品種の利用に関して締結されたいかなるライセンス契約又は品種権の譲渡に関して締結されたいかなる契約に対しても、品種権を取り消す決定は遡及的な影響をもたらさないものとする。しかし、品種権者の側の不誠実によって発生したいずれかの他人に対するいかなる損害も公平に補償されるものとする。

前項の規定に従って、品種権者又は品種権の譲渡人からライセンシー又は被譲渡人への植物新品種の使用料又は品種権の譲渡の対価を払い戻さないものとする。しかしそれが明らかに公平の原則に反している場合、品種権者又は品種権の譲渡人はその品種の使用料又はその品種権の譲渡の対価の全額又はその一部をライセンシー又は被譲渡人に払い戻すものとする。

## 第 7 章 罰則

第 39 条 保護された品種の種苗が品種権者の同意を得ずに商業目的で生産又は販売された場合、品種権者又はそれに対する利害を有する当事者は、省レベル以上の政府の農林業の部局に対して、それぞれの権限に従って取り扱うことを要求することができ、又は直接に裁判所に訴訟を提起することができる。

省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者又はそれに対する利害を有する当事者は民事訴訟手続に従って裁判所に訴訟を提起することができる。

省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門は、品種権の侵害事件をそれぞれの権限に

従って取り扱う際に、社会の公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入及び品種権侵害の種苗を没収し、また品種権侵害の種苗の対価は5万元以上の場合、その対価の1倍以上、5倍以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種苗の対価のない又は5万元以下の場合、侵害事情により、25万元以下の罰金を科することができる。

第40条 植物新品種が偽造された場合、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及び偽造品種の種苗を没収し、またまた品種権侵害の種苗の対価は5万元以上の場合、その対価の1倍以上、5倍以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種苗の対価のない又は5万元以下の場合、侵害事情により、25万元以下の罰金を科することができる。

第41条 省レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って品種権の侵害事件を取り扱う場合に、及び県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って品種権の偽造事件を取り扱う場合に、その事件に関連した植物品種の種苗を封印又は保管し、事件に関連した契約書、会計帳簿及びその他の関連の書類を閲覧し、コピーし、又は保管することができる。

第42条 保護された品種がその品種権が付与されたときに使用された名称を用いずに販売された場合は、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って、指定された期限内での是正を命じることができ、また1000元以下の罰金を科することができる。

第43条 植物新品種の出願権及び品種権の所有権に関する紛争が生じた場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することができる。

第44条 県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門又はその他の関連部局の役人が権限を濫用し、任務を怠り、個人的利益のためになんらかの不正を行い、又は賄賂を強要もしくは受領した場合、事件が犯罪を構成する場合はその役人に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。また事件が犯罪を構成しない場合、その役人は法律に従って行政的制裁によって罰せられるものとする。

## 第8章 附則

第45条 審査・承認当局は本条例の実施前に植物品種保護リストに最初から含まれていた属又は種並びに本条例の実施後に追加された植物品種保護リストに含められた属又は種に関する新規性の要求について柔軟な規定を設けることができる。

第46条 本条例は1997年10月1日から実施されるものとする。

## 中華人民共和国種子法（品種権関連の内容）

《中華人民共和国種子法》は2015年11月4日に開いた中華人民共和国第十二回全国人民代表大会の第十七回常務委員会にて可決され、これによって修正された《中華人民共和国種子法》を公布し、2016年1月1日から実行されるものとする。

中華人民共和国主席：習近平

### 第四章 新品種保護

第二十五条 国家は植物新品種保護制度を実施する。国家の植物品種保護リストにあげた植物において、人為的に育成され、又は発見された野生の植物を発展したものであって、新規性、区別性、均一性及び安定性を有する、また適切な名称が与えられている植物品種に対して、国務院の下での農業及び林業行政部門によって品種権が付与され、品種権保有者の合法的な権利が保護されるものとする。品種権の内容及び帰属、品種権の付与の条件、品種権の出願と受理、品種権の審査と承認、期限、終止及び無効等について、本法、関連の法律及び行政法規の規定に従って実行されるものとする。

国家は種子技術革新、新品種の育成及びその成果普及を奨励、助成するものとする。品種権が付与された品種が実用化された場合、その育成者は法律に従って、経済的な利益を取得することができる。

第二十六条 1つの植物新品種には1つの品種権が付与されるものとする。同一の植物新品種について2人以上の出願者が個別に品種権の出願を行った場合、品種権は先に出願を行った者に付与されるものとする。出願が同時であった場合、品種権は当該の植物新品種を最初に育成した者に付与されるものとする。法律に違反している植物品種、又は社会公共利益、生態環境に被害を与える植物品種に対して、品種権が付与されないものとする。

第二十七条 品種権が付与される植物新品種の名称が同一もしくは類似の植物の属又は種において既存の植物品種の名称と区別できなければならない。保護された品種の名称は当該の植物新品種の唯一の名称とされる。

下記は新品種の名称を選ぶ際に避けるものとする。

- (一) 数字のみからなるもの。
- (二) 社会的モラルに反するもの。
- (三) 植物新品種の特徴、特性、又は育種者の身分について、誤認を生じさせやすいもの。

同一の植物品種は、新品種保護、品種審査及び品種登録を出願する際、又は生産普及及び市場販売において、同一の名称しか使えない。生産普及、市場販売に使っている種子は、新品種保護、品種審査、品種登録を出願するときに提出した種子サンプルに合致しなければならない。

第二十八条 育種を達成した団体又は個人は自らの保護された品種に対する排他的な権限を有する。本法、関連法律、行政法規において別段の規定がない限り、他の団体又は個人は品種権者の同意を得ずに上記の保護された品種の種苗を商業目的で生産又は販売してはならず、また保護された品種の種苗を他の品種の種苗の生産において商業目的で反復的に利用してはならない。

第二十九条 下記の状況での保護された品種の利用は品種権者の許諾を必要とせず、またロイヤルティーの支払いも必要としないものとする。しかし、本法、関連法律及び行政法規による品種権者の他の権利を侵害することをしてはならない。

(一) 育種及びその他の科学研究をするために保護された品種の利用。

(二) 農民による自己の農地で収穫された保護された品種の種苗の自己の農地での繁殖目的での利用。

第三十条 国家利益又は公共の利益のために、國務院農業及び林業主管部門は、保護された品種を利用する強制実施権の付与を決定することができ、それは直ちに登録され、公告されるものとする。

強制実施権が付与された団体又は個人は、独占的な実施権を持たないこととする。また、他の人にその品種の利用権を許可してはならない。

## 第九章 法律責任

第七十三条 本法第二十八条の規定に違反して、植物新品種権の侵害があった場合、当事者間での話し合いによって解決し、当事者が話し合いできず、又は協議しても合意に達しなかった場合、品種権者又はそれに対する利害を有する当事者は、県レベル以上の政府の農林業の部局に対して、それぞれの権限に従って取り扱うことを要求することができ、又は直接に裁判所に訴訟を提起することができる。

県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者又はそれに対する利害を有する当事者は民事訴訟手続に従って裁判所に訴訟を提起することができる。

品種権の侵害への賠償金は、侵害によって品種権者が被った実際の損害額で計算されるものとする。品種権者が被った実際の損害額を計算し難い場合、品種権の侵害によって、侵害者が得た利益で計算することができる。品種権の侵害によって品種権者が被った損害額、及び侵害者が得た利益とも計算し難い場合、当該植物品種権のロイヤルティーの倍数を参考にして計算することができる。賠償金額には品種権者が侵害行為を止めさせることに使った合理的な費用を計上することができる。侵害事情が深刻な場合、賠償金は上記の計算方式で算出した金額の一倍以上、三倍以下で算定することができる。

品種権者が被った損害額、侵害者が得た利益、及び当該植物品種権のロイヤルティーとも計算し難い場合、人民裁判所は植物品種権の種類、侵害行為及び侵害事情により 300 万元以下で賠償金を判定することができる。

県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門は、品種権の侵害事件をそれぞれの権限に従って取り扱う際に、社会の公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停

止を命じ、違法な収入及び種子を没収し、また品種権侵害の種子の対価は5万円以下の場合、侵害事情により、1万元以上、25万円以下の罰金を科することができる。品種権侵害の種子の対価は5万円以上の場合、その対価の5倍以上、10倍以下の罰金を科することができる。

植物新品種が偽造された場合、県レベル以上の政府の農業及び林業の行政部門はそれぞれの権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及び種子を没収し、また品種権侵害の種子の対価の5万円以下の場合、侵害事情により、1万元以上、25万円以下の罰金を科することができる。種権侵害の種子の対価は5万円以上の場合、その対価の5倍以上、10倍以下の罰金を科することができる。

第七十四条 植物新品種の出願権及び品種権の所有権に関する紛争が生じた場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することができる。

## 2 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則 (農業部分)

### 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則 (農業部分)

(2007年9月19日農業部令第5号により公開、2011年12月31日農業部令2011年第4号、2014年4月25日農業部令第3号により修正)

#### 第一章 総則

第一条 本細則は『中華人民共和国植物新品種保護条例』(以下、『条例』と略称する)に基づき、制定されたものである。

第二条 農業植物新品種とは、食糧、綿花、油脂作物、麻類、糖類、野菜(マスクメロンを含む)、タバコ、桑、茶の木、果物(種実を除く)、観賞植物(花木を除く)、草類、緑肥作物、草本葉種、食用菌類、藻類及びゴムノキなどの植物を含む新品種をいう。

第三条 『条例』第三条の規定により、農業部は農業植物新品種権の審査、承認を担当する部門であり、『条例』の規定に従い、農業植物新品種権(以下、品種権と略称する)を付与する。

農業部植物新品種保護弁公室(以下、品種保護弁公室と略称する)は、品種権の出願の受理、審査等の事務を担当し、及び植物新品種の栽培試験と出願用の種苗の保存などの業務を組織する。

第四条 公衆の利益や生態環境に危害を及ぼす恐れがある新品種に品種権を付与しない。

#### 第二章 品種権の内容及び帰属

第五条 『条例』において種苗とは、繁殖の可能な植物の栽培材料、及びそのほかの植物体の部分をいう。具体的には種、果実、根、茎、苗、芽、葉等を含む。

第六条 品種権を申請する団体または個人は品種権出願者と総称する。品種権を獲得した団体または個人は品種権者と総称する。

第七条 『条例』第七条にいう自らが属する団体の任務を履行し、育成された職務育成品種とは、次に挙げるいずれかの場合に該当するものである：

- (一) 本職で育成した品種；
- (二) 本団体の交付する本職業務の履行以外の任務で育成した品種；
- (三) 辞職、退職、または転職後の3年間以内に完成した、元の団体で担当した業務又は分担業務に関連する品種。

『条例』第七条において当該の団体の物質条件とは、当該団体の資金、機械設備、試験場及び公開していない育種材料と技術資料などをいう。

第八条 『条例』第八条において植物新品種の育成を完成した者とは、新品種の育成を完成した団体または個人をいう（以下、育成者と略称する）。

第九条 新品種の育種を完成した者（以下、育種者と略称する）とは、新品種の育成に創造的な貢献をした者である。ただ事務的な業務を担当し、物質条件の利用に便利を提供し、または他の補助的な仕事に従事する者は育種者にはならない。

第十条 一の植物新品種に一の品種権のみを付与することができる。  
同一の植物新品種には、同日で二人以上からの品種権出願があったとき、出願者自身が出願権の所属について協議しなければならない。合意ができない場合、品種保護弁公室は、出願者が最先の育成者であることを証明するために、指定された期限内にその証拠の提出を、出願者に要求することができる。期限が過ぎても証拠を提出しない場合、出願放棄とみなす。提出した証拠が判定証拠として不足である場合、品種保護弁公室は出願を却下する。

第十一条 中国の団体または個人が国内で育成した新品種の出願権または品種権を外国人に譲渡する場合、農業部に審査承認を請求しなければならない。  
出願権又は品種権を譲渡する場合は、当事者は書面による契約書を締結し、農業部に登録しなければならない。直ちに農業部がその旨を公告する。  
出願権又は品種権を譲渡する契約書は、登録日から有効とする。

第十二条 次に挙げるいずれかの状況に該当する場合、農業部は品種権の強制許可を決定することができる。

（一）国家利益または公共利益の需要を満たすため。

（二）品種権者が正当な理由なく、実施しない、または他人に合理的な条件での実施を許可しない場合。

（三）重要な農作物品種について、品種権者は既に実施した分が、明らかに国内市場の需要に満足できず、また、他人に合理的な条件での実施を許可しない場合。

強制許可を請求する場合は、農業部に強制許可請求書を提出し、理由説明書、及び関連の証明書類一式二部を添付しなければならない。

農業部は請求書を受け取りした日から起算して20稼働日以内に決定を下さなければならない。専門家を集め、論証と調査が必要な場合、論証、調査の時間が三ヶ月間を超えてはならない。強制許可請求が同意される場合、農業部が品種権者及び強制許可人に通知をし、直ちに公告するものとする。強制許可請求が同意されない場合、請求人に通知をし、理由を説明しなければならない。

第十三条 『条例』第十一条第二項の規定によると、農業部に使用費数額の裁決を請求する場合、当事者が裁決申請書、及び合意に達しなかった旨の証明書類を提出しなければならない。農業部は申請書を受領した日から起算して三ヶ月以内に裁決を下し、当事者に通知しなければならない。

### 第三章 品種権を付与する条件

第十四条 『条例』第四十五条の規定に照らして、植物新品種保護リストに記載された植物の属または種については、リストが公開された日から一年間以内に品種権出願をした者には、育種者の許諾を得て、出願日前に中国国内における当該品種の種苗販売が遡って四年間を超えず、且つ『条例』に規定された区別性、均一性、安定性及び命名規則に合致する場合、農業部より品種権を付与されることができる。

第十五条 次に挙げるいずれかの行為に該当するものは、『条例』第十四条に規定される販売行為に当たる：

- (一) 販売の方法で出願品種の種苗を他人に譲渡すること；
- (二) 物々交換で出願品種の種苗を他人に譲渡すること；
- (三) 株投資で出願品種の種苗を他人に譲渡すること；
- (四) 出願品種の種苗を他人に生産させる契約を結ぶこと；
- (五) 他の方法で販売すること。

次に挙げるいずれかの場合は、『条例』第十四条に規定された育種者の許諾を得た販売とみなす：

- (一) 育種者自らによる販売；
- (二) 育種者の内部機関による販売；
- (三) 育種者の全額出資または投資した企業による販売；
- (四) 農業部が規定したその他の状況。

第十六条 『条例』第十五条に規定された「既存の植物品種」には、品種権出願の初審に合格し公告した品種、品種審査に合格した品種、または既に応用、普及された品種を含む。

第十七条 『条例』第十六条、第十七条において「関連の特徴または特性」とは、少なくとも区別性、均一性、安定性の試験に用いる形質、または品種権を付与する時、品種記述用の形質を含む。

第十八条 次に挙げるいずれかのものは、新品種の名称を選ぶ際に避けなければならない：

- (一) 数字だけで構成したもの；
- (二) 国家の法律または社会の公衆道徳に反するもの、または民族差別的意味合いを含むもの；
- (三) 国家の名称で命名したもの；
- (四) 県級以上の行政地域の地名または公知の外国の地名で命名したもの；
- (五) 政府間の国際組織またはその他の国際、国内における公知の組織及び標識名称と同一、または類似するもの；
- (六) 植物新品種の特徴、特性、または育種者の身分について、誤認を生じやすいもの；
- (七) 既に公知の植物または種と同一、または類似したもの；
- (八) 誇張宣伝のもの。

既に品種審査に合格した品種、または『農業遺伝子組み換え生物安全証明書(生産用)』を獲得した遺伝子組み換え植物品種は、その品種名称が植物新品種の命名規定に合致する場合、品種権出願をする場合に使用する品種名称は、品種審査または農業遺伝子組み換え

生物安全審査で使用された品種名称と同一でなければならない。

#### 第四章 品種権の出願と受理

第十九条 中国の団体および個人が品種権出願をする場合、品種保護弁公室に直接提出、またはその目的で委託した代理者を通して、出願提出をすることができる。

中国に居所又は住所のない外国人、外国企業又はその他の外国組織が品種保護弁公室に品種権出願提出をする場合、代理機構に委託しなければならない。

代理機構に品種権出願などの関連業務を委託する場合、委託した事項と権利と責任を明確にするように、代理機構と委託書を締結しなければならない。代理機構から品種保護弁公室に出願提出をする場合、出願者の委託書を同時に提出しなければならない。品種保護弁公室は上記出願を受理、審査の間に、直接代理機構と連絡をとる。

第二十条 品種権出願をする場合、出願者は品種保護弁公室に請求書、説明書、品種写真一式二部を提出しなければならない。同時に、対応する請求書と説明者の電子ファイルを提出しなければならない。

請求書、説明書は品種保護弁公室が規定した統一様式で記入しなければならない。

第二十一条 出願者が提出した説明書には、次に挙げる内容を含まなければならない。

- (一) 出願品種の仮名称、当名称は請求書の名称と一致しなければならない；
- (二) 出願品種が属する属、または種の中国語の名称と学名；
- (三) 育種プロセスと育種方法、遺伝図、育成プロセス及び使用された親または種苗の源及び名称に関する詳しい説明；
- (四) 販売状況に関する説明；
- (五) 選択した類似品種及び理由；
- (六) 出願品種の区別性、均一性、安定性に関する詳しい説明；
- (七) 生長に適している区域又は環境、及び栽培技術に関する説明；
- (八) 出願品種と類似品種との形質対照の一覧表。

前記第（五）、（八）項において類似品種とは、出願品種の関連特徴または特性と、最も類似している既存の植物品種をいう。

第二十二条 出願者が提出した写真は次の規定に合致しなければならない：

- (一) 出願品種の区別性を説明できる写真でなければならない；
- (二) 出願品種と類似品種の同一形質の対照は同一の写真に載せなければならない；
- (三) 写真はカラー写真である。必要な場合、品種保護弁公室が出願者にモノクロ写真の提出を要求することができる；
- (四) 写真の規格は 8.5 cm×12.5 cm、または 10 cm×15 cm である；
- (五) 写真に関する簡単な説明が必要である。

第二十三条 品種権の出願書類に次に挙げるいずれか一つに該当する場合、品種保護弁公室は受理しないこととする：

- (一) 中国語を使用していない場合；
- (二) 請求書、説明書、写真のいずれか一つが足りない場合；

- (三) 請求書、説明書、写真が本細則に規定されたフォーマットに合致しない場合；
- (四) 書類がプリントアウトされていない場合；
- (五) 字が読みにくい、または塗り消しの痕がある場合；
- (六) 出願者及び連絡者の名前（名称）、住所、郵便番号が欠け、または不詳である場合；
- (七) 委託された代理機構との代理委託書がない場合。

第二十四条 中国の団体または個人は、中国国内で育種された植物新品種を用いて、外国に品種権出願をする場合は、省レベルの人民政府農業行政主管部門にその旨を登録しなければならない。

第二十五条 出願者が『条例』第二十三条の規定に従って、優先権を要求する場合、出願書類に初めて品種権出願をした日、出願番号、当該出願を受理した国家と組織を明記しなければならない。明記しなかった場合、優先権の未請求とみなす。出願者が提出した最初の品種権出願書類の写しは、該当受理機構によって確認されなければならない。

第二十六条 中国に居所又は住所を持たない外国人、外国企業又はその他の外国組織が品種権または優先権を請求する場合、品種保護弁公室は必要に応じて、次に挙げる書類の提出を命じることができる：

- (一) 出願者が個人である場合、その国籍証明書；
- (二) 出願者が企業またはその他の組織である場合、その営業所または本部の所在地の証明書；
- (三) 外国人、外国企業、その他の外国組織の所属国は、中国の団体と個人が当該国の国民と同一の条件である、品種出願権、優先権及び品種権と関係のある他の権利を有することを認める旨に関する証明書。

第二十七条 出願者が品種保護弁公室に品種権出願をした日から12ヶ月以内に、外国で出願する場合は、当該国または組織と中華人民共和国の間で締結した協議または共に加盟している国際条約に従い、或は相互に承認した優先権に関する原則に基づき、優先権を主張することができる。

第二十八条 『条例』第十九条第二項の規定によると、中国の団体および個人の品種権出願の植物新品種が国家の安全または重大な利益に関連するため、秘密にする必要がある場合、出願者は出願書類で明記しなければならない。品種保護弁公室が審査を通じて、秘密保持の出願として処理するかどうかの決定を下し、その旨を出願者に知らせる。品種保護弁公室が秘密にする必要があると判断して、出願者が秘密保持を明記していない場合も、秘密保持として処理し、その旨を出願者に知らせる。

第二十九条 出願者が提出した出願品種の種苗は、品種権出願書類に記録された種苗と一致し、且つ次に挙げる要求に合致しなければならない：

- (一) 予期しない損傷がないこと；
- (二) 薬物で処理されたことがないこと；
- (三) 検疫で検出した有害生物のないこと；
- (四) 提出した種苗は種子または果実の場合、最近収穫した種子または果実でなければならぬ。

らないこと。

第三十条 品種保護弁公室が必要と判断した場合、出願者は出願品種の審査と検測のため、出願品種と類似品種の種苗を提出しなければならない。出願品種が遺伝子組み換え品種に属する場合、生産試験段階の『農業遺伝子組み換え生物安全批准書』または『農業遺伝子組み換え生物安全証明書（生産用）』のコピーを添付しなければならない。

出願者は品種保護弁公室の通知を受け取った日から起算して3ヶ月以内に種苗を提出しなければならない。種子または果実を種苗として提出する場合、品種保護弁公室植物新品種保存センター（以下、保存センターと略称する）に送る；種苗、種球、球茎、球根などの無性種苗を提出する場合、品種保護弁公室が指定した試験機関に送る。

出願者が提出した種苗の数量が品種保護弁公室の規定より少ない場合、保存センターまたは試験機関から出願者に知らせる。出願者が通知を受領した日から起算して一ヶ月以内に補足しなければならない。出願者が規定された種苗の数量を提出したが、まだ試験または検測の需要を満たさないという特殊な場合には、品種保護弁公室が出願者に種苗の補足を要求することができる。

第三十一条 種苗に関する規定によって植物検疫を実施しなければならない。検疫で不合格または未検疫のものについては、保存センターまたは試験機関は受け取らない。

保存センターまたは試験機関は、出願者が提出した種苗を受け取った後、その旨を書面にした証明書を発行しなければならない。また、種苗を受領した日から起算して20稼働日以内に（休眠期のある植物を除く）生活力などに関する検測を完成する。検測で合格の場合、出願者に書面による検測合格証明書を発行しなければならない。検測で不合格の場合、出願者に次の旨を知らせる。つまり：通知を受領した日から起算して一ヶ月以内に種苗を再度提出して、且つ検測で不合格になった種苗を取り戻す。期限が過ぎても取り戻さない場合、保存センターまたは試験機関が当種苗を廃棄しなければならない。

出願者が規定に従って種苗を提出しなかった場合、出願を取り下げたものとみなす。

第三十二条 保存センターまたは試験機関が出願品種の種苗について秘密保持の責任を持つ。種苗の紛失、盗難、交換が発生した場合、法に照らして、関係者の責任を問う。

## 第五章 品種権の審査と承認

第三十三条 予備審査、実体審査、再審査、無効宣告の間に、審査と再審査の担当者が次に挙げるいずれかの状況に該当する場合、当事者またはその他の利害関係者より、回避を請求することができる。

- (一) 当事者またはその代理人の親戚であること；
- (二) 品種権出願または品種権には直接的な利害関係を持つこと；
- (三) 当事者またはその代理人と、公正的な審査と審理への影響を及ぼすそのほかの関係を持つこと。

審査人員の回避については品種保護弁公室により決定される。再審査人員の回避は植物新品種再審査委員会主任により決定される。

第三十四条 一の植物品種権出願に、二つ以上の新品種を含む場合、品種保護弁公室が出

願者に分割して出願することを要求しなければならない。出願者が指定された期限内に、分割出願に関する補正を提出しなかった場合、または期限を過ぎても応答しなかった場合、出願を取り下げたものとみなす。

出願者が品種保護弁公室の要求に従って、分割して出願した場合、元の出願日を保留できる。優先権を有する場合、優先権日を保留できる。ただし、元の出願書類の範囲を超えてはならない。

分割出願については、『条例』及び本細則の規定に従い、関係手続きをしなければならない。

分割出願の請求書に、元の出願の出願番号と出願日を明記しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、元の出願の優先権書類のコピーを提出しなければならない。

第三十五条 品種保護弁公室は次に挙げる内容に対して品種権出願の予備審査を行う。

(一) 『条例』第二十七条の規定に合致するかどうか；

(二) 選択された類似品種は適切かどうか；出願品種の親またはその他の種苗の源は公開されたものかどうか。

品種保護弁公室は予備審査の意見を出願者に知らせなければならない。品種保護弁公室が疑問を持つ場合は、指定期限以内に意見陳述または補正を行うよう、出願者に要求することができる。出願者が期限内に応答しなかった、またはその出願が修正後も、品種保護弁公室により不合格と判断された場合、その出願が却下されるものとする。

第三十六条 品種権出願書を除いて、あらゆる者から品種保護弁公室に提出した品種権出願と関係する書類について、次に挙げるいずれかの事項に該当すれば、未提出とみなす：

(一) 規定されたフォーマットを使用しなかった、または記入が要求に合致しなかったとき；

(二) 規定の通り証明書を提出しなかったとき。

当事者が引き渡しで書類を提出する場合、受理人員は現場で書類の欠陥を説明し、直接返却しなければならない；郵便局を通じて提出する場合、品種保護弁公室は未提出とみなされた審査意見と元の書類とともに返却しなければならない；郵送住所が不明な場合、公告で返却するものとする。

第三十七条 品種権の出願日から品種権の付与日まで、品種権出願が『条例』第八条、第十三条～第十八条及び本細則の第四条の規定に合致しなければ、誰でも品種保護弁公室に関連の証拠を提供して理由を説明し、異議の申し出をすることができる。関連の証拠を提出しなかった場合、品種保護弁公室は受理しない。

第三十八条 品種保護弁公室の承認がなければ、出願者は品種権が付与されるまでに、次に挙げる出願書類の内容を修正してはならない。

(一) 出願品種の名称、出願品種の親またはその他の種苗の名称、ソース及び出願品種の育種方法；

(二) 出願品種の最初の販売時間；

(三) 出願品種の区別性、均一性、安定性に関する内容。

個別文字を修正または削減、追加する場合を除いて、品種権の出願書類を補正した部分については、規定された様式に基づき、差替えページを提出しなければならない。

第三十九条 品種保護弁公室は品種権出願に対する実体審査を担当し、審査意見を出願者に通知する。品種保護弁公室は審査の需要に応じて、指定期限以内に意見陳述または補正を行うよう出願者に要求することができる。出願者が期限内に応答しなかった場合、出願を取り下げたものとみなす。

第四十条 『条例』及び本細則の規定によると、次ぎに挙げる状況に該当する場合、品種権出願が実体審査を経て、却下されるものとする：

- (一) 『条例』第八条、第十三条～第十七条の規定のいずれにも合致しない場合；
- (二) 本細則第四条の規定に属するとき；
- (三) 命名規定に合致しない名称が、出願者により品種保護弁公室の要求通り修正されないとき；
- (四) 出願者が意見を陳述し、または補正したものが、品種保護弁公室によってまだ規定に合致されないと判断したとき。

第四十一条 品種保護弁公室が品種権付与の通知を発行した後、出願者は通知を受領した日から起算して二ヶ月以内に関連手続きをし、第一年度の登録料を支払わなければならない。期限以内に手続きをした場合、農業部より品種権を付与し、品種権証書を発行し、その旨を公告する。品種権は授権公告の日から有効となる。

期限が過ぎても手続きをしなかった場合、品種権権利を放棄したものとみなす。

第四十二条 農業部植物新品種再審査委員会は、却下された品種権出願を再審査する案件、品種権無効宣告案件及び授権品種の名称変更案件を審理する。具体的な規定は農業部より別途制定される。

## 第六章 書類の提出、送達と期限

第四十三条 『条例』及び本細則の規定によると、提出された各書類は中国語で書かれ、且つ国家が統一的に規定した科学技術用語と規範的な用語を使用しなければならない。中国語の標準的な当て字のない外国人名、地名と科学技術用語については、原文を注記しなければならない。

『条例』及び本細則の規定に基づき提出する証明書類が外国語の場合、中国語の訳文を添付しなければならない。添付しない場合は、証明書類は提出されなかったものとみなす。

第四十四条 当事者から品種保護弁公室に提出した各書類はプリントアウトまたは印刷され、字が黒色で、整然明瞭でなければならない。出願書類の文字部分は横書きで、片面印刷でなければならない。

第四十五条 当事者が各手続きをする際に提出した各書類に、出願者、品種権者、他の利害関係者またはその代表者のサインや捺印がなければならない。代理機構に委託した場合、代理機構が捺印しなければならない。育成者、品種権出願者、品種権者の名前、名称、国籍、住所、代理機構の名称及び代理人の名前を変更する場合、品種保護弁公室に著録事項変更の手続きをし、且つ変更理由とする証明書類を添付しなければならない。

第四十六条 当事者が各資料を提出するときは、直接引き渡しまたは郵送で提出することができる。郵送の場合、書留郵便を使わなければならない。速達を使ってはならない。一通の郵便物に一件の出願関係資料しか含んではならない。郵送の場合、出願日は郵便局の消印日とする。封筒の消印日が明確ではない場合、当事者が証明を提出できない限り、品種保護弁公室が郵便物を受け取った日を出願日とする。

品種保護弁公室によって発行される各書類は、郵送、直接引き渡し、または公告の方法で当事者に送達する。当事者が代理機構に委託する場合、代理機構に送達する。代理機構に委託していなければ、提出された請求書に記載された受取人の住所及び受取人、第一署名者または代表者に送達する。当事者が書類の受領を拒絶する場合、書類が既を送達されたものとみなす。

品種保護弁公室によって郵送された各書類については、発行日から起算して15日間を満了した日を、当事者が書類を受け取る日とみなす。

規定によって、直接引き渡すべき書類については、引き渡し日を送達日とみなす。送達住所が不明で、郵送できない場合、公告の方法で当事者に連絡することができる。公告日から起算して二ヶ月が満了したら、当書類が既を送達されたものとみなす。

第四十七条 『条例』及び本細則に規定された各期限の初めの日を期限内に取り入れて計算しない。年または月で期限を計算する場合、期間末の月の同日を期限満了日とする。当該月に同日がなければ、当該月の月末日を期限満了日とする。期限満了日は法定休日の場合、休日後の最初の平日を期限満了日とする。

第四十八条 当事者が不可抗力によって、『条例』または本細則に規定された期限、又は品種保護弁公室が指定した期限の超過による権利喪失があった場合、その障害が除去された日から起算して二ヶ月以内に、遅くとも期限満了日から起算して二年間以内に、品種保護弁公室に関係証明書類を添付し、理由を説明して、権利回復を請求することができる。期限に遅れたため、権利喪失とみなされた場合、障害が除去された日から起算して二ヶ月以内に、遅くとも期限満了日から起算して二年以内に、理由を説明し、関係証明書類を添付し、権利の回復を請求しなければならない。

当事者が品種保護弁公室が指定された期限の延長を請求する場合、期限満了までに、品種保護弁公室に理由を説明し、関連手続きをしなければならない。

本条第一項と第二項の規定は『条例』第十四条、第二十三条、第二十三条第二、三項、第三十四条、第三十七条第二項に規定された期限に適用しない。

第四十九条 『条例』第二十二条の規定以外、優先権を有する場合、『条例』に規定された出願日とは、優先権日と読み替えるものとする。

## 第七章 費用と公報

第五十条 品種権出願及び他の手続きをする場合、国家の関連規定に従って、農業部に出願料、審査料、登録料を支払わなければならない。

第五十一条 『条例』及び本細則に規定された各費用については、直接納付、または郵便局や銀行を通じて納付することができる。

郵便局や銀行を通じて納付する場合、品種名称を明記し、送金証拠のコピーを品種保護弁公室にファックスまたは郵便で送り、その費用に関わる出願番号、または品種権番号、出願者または品種権者の名前、名称、費用名称を明記しなければならない。

郵便局や銀行を通じて納付する場合、送金日を納付日とみなす。

第五十二条 『条例』第二十四条の規定によると、出願者は品種権を提出する同時に出願料を納付しなければならない。遅くとも出願日から起算して一ヶ月以内に出願料を納付しなければならない。期限内に納付しない又は全額を納付しない場合、出願を取り下げたものとみなす。

第五十三条 品種権出願が予備審査に合格した場合、出願者は品種保護弁公室の通知に従い、規定された期限内に審査料を納付しなければならない。期限内に納付しない又は全額を納付しない場合、出願を取り下げたものとみなす。

第五十四条 出願者が品種権証書を受け取る前に、第一年目の品種権の登録料を納付しなければならない。第一年目以降の登録料は前年度の期限満了前の一ヶ月以内に予納しなければならない。

第五十五条 品種権者が期限どおりに第一年目以降の登録料を納付していない、若しくは納付額が不足している場合、登録料の納付期限の満了日から起算して6か月以内に補充納付することを、品種保護弁公室から出願者に知らせる。その期限満了でも納付しない場合、品種権は登録料を納付すべき期限の満了日から終了することとする。

第五十六条 品種保護弁公室が定期的に植物新品種保護公報を発表し、品種権に関する内容を公告する。

## 第八章 附則

第五十七条 『条例』第四十条、第四十一条において品種権の偽造行為とは、次に挙げるいずれかの状況をいう：

(一) 品種権証書、品種権出願番号、品種権番号または他の品種権出願の標記、品種権標記を印刷または使用すること；

(二) 既に却下され、取り下げと見なされ、または取り下された品種権出願の出願番号または他の品種権出願標記を印刷または使用すること；

(三) 既に終了した、または無効と宣告された品種権の品種権証書、品種権番号または他の品種権標記を印刷または使用すること；

(四) 本条第(一)項、第(二)項と第(三)項で標記された品種を生産または販売すること；

(五) 品種権出願または授権された品種名称を模倣、生産または販売すること；

(六) その他非品種権出願の品種または未付与品種権の品種を、品種権出願の品種または品種権を付与した品種とするよう、他人に誤解させる行為。

第五十八条 『条例』第四十一条の規定によると、農業行政管理部門は、封印または仮差

し押さえする植物品種の種苗を、30 日間以内に処理しなければならない。複雑な状況があった場合、農業行政管理部門の担当者の許可を得て、期間を延長することができる。しかし延長期限は 30 日間を超えてはならない。

第五十九条 当事者が品種権出願または品種権について紛争が生じ、人民法院に訴訟を提起し、且つ既に受理された場合、品種保護弁公室に関連の審査プロセスの中止を請求できる。

前記規定に従い、関連の審査プロセスの中止を請求するには、品種保護弁公室に申請書を提出し、且つ関連する人民法院の受理書類を添付しなければならない。

人民法院の判決の効力が発生する後、当事者は品種保護弁公室に関連の審査プロセスの回復を請求しなければならない。中止を請求した日から起算して一年間以内に、品種出願または品種権の所属に関する紛争の裁判所の判決がまだ下されず、引き続き関連の審査プロセスを中止しなければならない場合、請求人は期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限満了でも延長を請求しなかった場合、品種保護弁公室が、中止した関連の審査プロセスを回復できる。

第六十条 既に取り下げと見なされ、却下され、自ら取り下げされた品種権出願の案件書類については、当品種権出願が効力を失った日から起算して二年後、保存しないものとする。

既に無効宣告された品種権の案件書類は当品種権が無効宣告された日から、保存しないものとする。終了した品種権の案件書類は当品種権が効力を失った日から起算して三年後、保存しないものとする。

第六十一条 本細則は 2008 年 1 月 1 日から実施されるものとする。1999 年 6 月 16 日農業部から発行された『中華人民共和国植物新品种保護条例実施細則（農業部分）』は同時に廃止されるものとする。

### 3 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則 (林業部分)

#### 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則 (林業部分)

(1999年8月10日国家林業局令第3号公布 ; 2011年1月25日  
国家林業局令第26号修正)

#### 第一章 総則

第一条 『中華人民共和国植物新品種保護条例』（以下『条例』と略称する）に基づき、本細則を制定する。

第二条 本細則において植物新品種とは、『条例』第二条の規定に符合する林木、竹、籐、観賞樹（花木を含む）、果樹（種実部分）及び木本の油脂植物、飲料、調味料、漢方薬材などの植物品種をいう。

植物品種保護リストは国家林業局が確定し公布する。

第三条 国家林業局は『条例』と本細則の規定に基づき、植物新品種の品種権の出願を受理、審査し、併せて植物新品種の品種権（以下、品種権と略称する）を付与する。

国家林業局植物新品種保護弁公室（以下、植物新品種保護弁公室と略称する）は、本細則第二条に規定する植物新品種の品種権出願の受理と審査に責任を負い、植物新品種保護に関する検査・測定、保存などの業務を組織し、国家の関連規定に照らし、植物新品種保護に関連する国際事務などの具体的な業務を担当する。

#### 第二章 品種権の内容と帰属

第四条 『条例』にいう植物体とは、植物の全体（苗木を含む）、種子（根、茎、葉、花、果実などを含む）及び植物体を構成するいずれかの部分（組織、細胞を含む）を指す。

第五条 『条例』第七条にいう職務育成品種とは、

- (一) 本職業務において育成した品種。
- (二) 本団体の交付する本職業務の履行以外の任務で育成した品種。
- (三) 元の団体から離職した3年以内に育成した、元の団体で担当する業務又は分担業務

に関連する品種。

(四) 本団体の資金、機器設備、試験場、育種資源とその他の植物体及び公開していない技術資料などを利用して育成した品種。

前項に規定する状況以外のものを非職務育成品種とする。

第六条 『条例』にいう植物新品種を育成した育成者、品種権出願者、品種権者には、団体又は個人を含む。

第七条 同一の植物新品種について、同日に二人以上からの品種権出願があったときは、出願者自身が出願権の所属について協議しなければならない。合意ができない場合、植物新品種保護弁公室は、出願者が最先の育成者であることを証明するために、指定された期限内にその証拠の提出を、出願者に要求することができる。期限が過ぎても証拠を提出しない場合、出願放棄とみなす。

第八条 中国の団体又は個人が、国内で育成した植物新品種の出願権又は品種権を外国人に譲渡する場合、国家林業局に審査承認を請求しなければならない。

出願権又は品種権を譲渡する場合は、当事者は書面による契約書を締結し、国家林業局に登録しなければならない。直ちに国家林業局が公告する。

出願権又は品種権を譲渡する契約書は、登録日から有効とする。

第九条 『条例』第十一条の規定に基づき、次に挙げるいずれかの状況に該当する場合、国家林業局は植物新品種の強制許可の決定を下すことができる、又は当事者の請求に基づき決定を下すことができる。

(一) 特殊な条件を満たす国家若しくは公共の利益のため。

(二) 品種権者が正当な理由なく自ら実施しない又は実施が不完全であり、若しくは他人が合理的な条件で実施することを許可しない場合。

植物新品種の強制許可を請求する団体や個人は、国家林業局に強制許可請求書を提出し、理由を説明しなければならず、併せて関連する証明資料を一式二部ずつ添付しなければならない。

第十条 『条例』第十一条第二項の規定により、国家林業局に植物新品種の強制許可使用料の金額の裁決を請求する場合、当事者は裁決請求書を提出し、且つ合意に達しなかったとの旨の証明書類を添付しなければならない。国家林業局は裁決請求書を受領した日から起算して三か月以内に裁決を下し、併せて関係当事者に通知しなければならない。

### 第三章 品種権付与の条件

第十一条 品種権の付与は、『条例』第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条及び本細則第二条の規定に合致しなければならない。

第十二条 『条例』第四十五条の規定に基づき、『条例』施行前に最初から植物品種保護リストに含まれていた属または種ならびに本条例の実施後に追加された植物品種保護リストに含まれた属または種について、植物品種保護リストの公布日から一年以内に品種権

出願を提出した場合、育成者の許可を経て、中国国内における当該品種の植物体の販売が四年を超えていないものは、新規性を備えているとみなす。

第十三条 『条例』第十八条の規定を除き、下記状況のいずれに該当するものは、植物新品種命名の際には避けなければならない：

- (一) 国家の法律、行政法規の規定に違反するもの又はまたは民族差別的意味合いを含むもの；
- (二) 国家の名称で命名したもの；
- (三) 県級以上の行政地域の地名又は公衆に知られた外国の地名で命名したもの；
- (四) 政府間の国際組織またはその他の国際、国内における公知の組織及び標識名称と同一、または類似するもの；
- (五) 植物属又は種の公知の名称と同じ又は類似するもの。

#### 第四章 品種権の出願と受理

第十四条 中国の団体と個人が品種権を出願する場合、国家林業局に直接提出、又は代理機構を通じて提出できる。

第十五条 中国の団体と個人が品種権を出願する植物品種は、仮に国家の安全又は重大な利益にかかわり秘密にする必要がある場合、出願者が出願書に明記しなければならない。植物新品種保護弁公室は国家の機密に関する規定に基づき処理し、併せて出願者に通知しなければならない。植物新品種保護弁公室が秘密にする必要があると判断した場合、出願者が秘密保持を表記していない場合も、秘密保持として処理し、その旨を出願者に知らせる。

第十六条 外国人、外国企業又はその他の外国組織が国家林業局に品種権の出願及び他の品種権の事務を提出する場合、代理機構に委託しなければならない。

第十七条 出願者が代理機構に委託し、国家林業局に品種権の出願又はその他関連事務の処理を委託する場合、委託書を提出し、委託権限を明記しなければならない。出願者が二人以上で代理機構に委託していない場合は、どちらを代表者とするかを書面で明確にしなければならない。

第十八条 出願者が品種権を出願する際、植物新品種保護弁公室に国家林業局が規定された様式に合致する出願書、説明書及び本細則第十九条に規定された写真を一式二部提出しなければならない。

第十九条 『条例』第二十一条に記載された写真は、以下の要求に合致していなければならない。

- (一) 出願する品種の特異性を表すことができること。
- (二) 同一の形質の対照は同一の写真に載せなければならないこと。
- (三) 写真はカラー写真であること。
- (四) 写真の規格は 8.5 cm×12.5 cm、または 10 cm×15 cm であること。

写真に簡単な文字説明を添付しなければならない。必要な場合、植物新品種保護弁公室は出願者にモノクロ写真を要求することができる

第二十条 品種権の出願書類は、次に挙げる状況のいずれかの一つに該当する場合、植物新品種保護弁公室は受理しない。

- (一) 内容が不完全で又は規格の様式に合致しないこと；
- (二) 字が読みにくいまたは明らかな塗り消しの痕があること；
- (三) 中国語を使用していないこと。

第二十一条 審査と検査・測定のため、植物新品種保護弁公室は、出願者に、品種権出願の植物品種と対照品種の植物体の提出を要求することができる。

第二十二条 出願者は、植物新品種保護弁公室の通知を受領した日から起算して三か月以内に植物体を提出しなければならない。種子を提出する場合、出願者は植物新品種保護弁公室が指定する保存機関に送らなければならない。無性植物体を提出する場合、出願者は植物新品種保護弁公室が指定する試験機関に送らなければならない。

出願者が期限を過ぎても植物体を提出しない場合、出願を放棄したものとみなす。

第二十三条 出願者が提出した植物体は国家の関連規定に従い、検疫を行わなければならない。検疫しなければならないのに検疫を行わない又は検疫が不合格の場合、保存機関又は試験機関は受け取らないものとする。

第二十四条 出願者が提出した植物体が試験又は検査・測定の必要を満たさない場合、または要求に符合しない場合、植物新品種保護弁公室は出願者に補足を要求することができる。

出願者が三回植物体を補足してもなお規定に符合しない場合は、出願放棄されたものとみなす。

第二十五条 出願者が提出する植物体は下記要求に符合しなければならない。

- (一) 品種権の出願書類に記載された当該植物品種の植物体と一致すること；
- (二) 最も新しく収穫又は採集したもの；
- (三) 病害虫がないこと；
- (四) 薬物処理がないこと。

出願者が提出した植物体が既に薬物処理が行われていた場合、使用した薬物の名称、使用方法と目的を添付しなければならない。

第二十六条 保存機関又は試験機関は出願者が提出した植物体を受領後、出願者に受領書を提出しなければならない。出願者の提出した植物体が検査・測定を経て合格になった場合、保存機関又は試験機関は検査が合格する旨の証明書を発行し、併せて植物新品種保護弁公室に報告しなければならない。検査・測定を経て不合格になった場合、植物新品種保護弁公室に報告し、関連規定に従って処理しなければならない。

第二十七条 保存機関又は試験機関は、品種権出願の審査期間と品種権の有効期限内は、

出願者が提出した植物体について、秘密を守り、妥当に保管しなければならない。

第二十八条 中国に住所又は居所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他組織が品種保護弁公室に品種権出願の提出又は優先権を主張する場合、植物新品種保護弁公室は次の書類の提供を要求できる。

- (一) 国籍証明書；
- (二) 出願者が企業またはその他組織である場合、その営業所または本部の所在地の証明；
- (三) 外国人、外国企業、その他の外国組織の所属国は、中国の団体と個人が当国の国民と同一の条件である品種出願権、優先権及び品種権と関係のある他の権利を有することを認める旨に関する証明書類。

第二十九条 出願者が国家林業局に品種権出願を提出後、外国に品種権を出願する場合、植物新品種保護弁公室に優先権証明書類を請求することができる。条件に符合する場合、植物新品種保護弁公室は優先権の証明書類を発行しなければならない。

第三十条 出願者が品種権出願を取り下げる場合、国家林業局に出願取り下げ申請を提出しなければならない。植物品種の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。

第三十一条 中国の団体や個人は、中国国内で育成された植物新品種について、外国に品種権出願をする場合、国家林業局に登録しなければならない。

## 第五章 品種権の審査承認

第三十二条 国家林業局が品種権出願について予備審査を行う際、出願者に関連問題についての陳述意見を、規定された期限内に提出又は修正することを命ずることができる。

第三十三条 一の植物品種権出願には二つ以上の新品種を含む場合、植物新品種保護弁公室が実体審査に入る前に、出願者に分割出願を提出することを要求しなければならない。出願者が指定された期限内に当出願についての分割出願に関する補正を提出しなかった場合、または期限を過ぎても応答しなかった場合、出願放棄とみなす。

第三十四条 本細則第三十三条の規定に基づき、分割出願を提出する場合、元の出願日を保留できる。優先権を有する場合、優先権日を保留できる。ただし、元の出願の範囲を超えてはならない。

分割出願について、『条例』及び本細則の規定に従って、関連手続きをしなければならない。

分割出願の出願書に、元の出願の出願番号と出願日を明記しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、元の出願の優先権書類のコピーを提出しなければならない。

第三十五条 予備審査を経て『条例』及び本細則に規定された条件に合致する品種権出願について、国家林業局が公告する。

品種権出願の公告日から品種権の付与日まで、誰でも『条例』及び本細則の規定に合致しない品種権出願について、国家林業局に理由を説明して異議の申し立てを提出することが

できる。

第三十六条 品種権の出願書類を補正した部分について、規定された様式に基づき、差替えページを提出しなければならない。但し、個別文字のみの修正または削減、追加の場合を除く。

第三十七条 実体審査を経て、『条例』の規定に合致する品種権出願について、国家林業局が品種権付与の決定を下し、品種権出願者に品種権証書を発行し、直ちに品種登録簿に記録と公示を行わなければならない。

品種権者は品種権証書を受け取る日から起算して三か月以内に品種権の証書を受け取らなければならない。国家の関連規定によって、初年度の登録料を納付しなければならない。期限を過ぎても品種権証書を受け取らない、又は登録料を納付しない場合、品種権放棄とみなす。但し、正当な理由のある場合を除く。

品種権は品種権付与の決定が下された日から有効となる。

第三十八条 国家林業局植物新品種再審査委員会（以下、再審査委員会と略称する）は植物育種専門家、栽培専門家、法律専門家及び関連の行政管理者により構成される。

再審査委員会の主任委員は国家林業局の主要責任者により指定される。

植物新品種保護弁公室は再審査委員会の決定に基づき、再審査の関連事務を処理する。

第三十九条 『条例』の第三十二条第二項の規定により、再審査委員会に再審査を請求する場合、国家林業局が規定された様式に符合する再審査請求書を提出しなければならない。併せて関連の証明資料を添付しなければならない。再審査請求書と関連資料は各一式二部でなければならない。

出願者が再審査を請求する際、却下された品種権出願書類についての補正をすることができる。但し、補正の内容は出願却下決定に関連する部分に限られる。

第四十条 再審査請求が規定された要求に合致しない場合、再審査の請求者は再審査委員会が指定する期限内に補正することができる。期限を過ぎても補正しない場合又は補正しても規定された要求に合致しない場合、当該再審査請求は放棄されたとみなす。

第四十一条 再審査請求者は再審査委員会が決定を下す前に、当再審査請求を取り下げることができる。

## 第六章 品種権の消滅と無効

第四十二条 『条例』の第三十六条の規定に基づき、品種権は、保護期限が満了する前に、次に挙げる場合には消滅する。

(一) 品種権者が書面で品種権放棄を声明する場合、声明日から消滅する。

(二) 品種権者が関連の規定により登録料を納付しない場合、登録料の追納期限満了日から消滅する。

(三) 品種権者が要求された検査・測定に必要な当該授権品種の植物体を提供しない又は提出した植物体が要求に合致しない場合、国家林業局は登録し、その品種権は登録日から

消滅する。

(四) 検査・測定を経て当授権品種が、品種権を付与されたときの特徴及び特性に合致しない場合、国家林業局の登録日から消滅する。

第四十三条 『条例』第三十七条第一項の規定に基づき、いかなる団体や個人が品種権の無効宣告を請求する場合、再審査委員会に国家林業局が規定した様式に合致する品種権無効宣告請求書及び関連資料を各一式二部を提出しなければならない、且つ証拠の事実と理由を説明しなければならない。

第四十四条 既に付与された品種権が『条例』第十四条、第十五条、第十六条及び第十七条の規定に合致しない場合、再審査委員会は職権に基づき、又はいかなる団体や個人が提出した書面請求に基づき、品種権の無効を宣告することができる。  
品種権の無効宣告をする場合、国家林業局より登録と公告を行い、植物新品種保護弁公室が当事者に通知しなければならない。

第四十五条 品種権の無効宣告請求書に証拠とする事実と理由に関する説明がない場合、又は再審査委員会が同一の品種権の無効宣告請求について、既に審理し且つ品種権の維持を決定した場合、請求者が同じ事実と理由で無効宣告を再請求する場合、再審査委員会は受理しない。

第四十六条 再審査委員会は無効宣告請求書を受理した日から起算して15日以内に品種権の無効宣告請求書の副本と関連資料を品種権者に送達しなければならない。品種権者は受け取った日から起算して三か月以内に陳述意見を提出しなければならない。期限を過ぎても提出しない場合は、再審査委員会の審理に影響しない。

第四十七条 再審査委員会は、品種権を付与した品種の名称を変更させる決定を下した場合、国家林業局が登録と公告をし、且つ植物新品種保護弁公室が品種権者に通知し、品種権証書を更新する。  
授権品種の名前変更後、授権品種の元の名称を再度使用してはならない。

第四十八条 再審査委員会が無効宣告請求についての決定を下す前に、無効宣告の請求者はその請求を取り下げることができる。

## 第七章 書類の提出、送達と期限

第四十九条 『条例』及び本細則に規定される各種事項は、書面の形式で取り扱わなければならない。

第五十条 『条例』及び本細則の規定により、提出された各書類は中国語で書かれ、且つ国家が統一的に規定した科学技術用語を使用しなければならない。  
中国語の標準的な当て字のない外国人名、地名と科学技術用語について、原文を注記しなければならない。

『条例』及び本細則の規定に基づき提出する証明書類が外国語の場合、中国語の訳文を添

付しなければならない。添付しない場合は、証明書類は提出されなかったものとみなす。

第五十一条 当事者が提出した各書類は、印刷、またペンや筆を使って記入することもできる。但し、整然明瞭でなければならない。紙は片面しか使わない。

第五十二条 『条例』と本細則の規定に基づき、当事者が各書類や資料を提出するときには、直接引き渡しまたは郵送ができる。郵送の場合、出願日は郵便局の消印した日付である。封筒に消印の日付が確認できない場合、当事者がその日付に関する証拠を提出できない限り、植物新品種保護弁公室が郵便物を受領した日を出願日とする。

『条例』と本細則の規定に基づき、当事者に各書類や関連資料を送付する際に、郵送、直接引き渡し、または公告の方法で当事者に送達することができる。当事者が代理機構に委託する場合、代理機構に送達する。代理機構に委託していなければ、当事者に送達する。本条第二項の規定に基づき、直接引き渡し場合、交付日を送達日とする。郵便で送達する場合は、発行日から起算して15日間を満了後、送達されたものとみなす。公告で送達する場合は、公告日から起算して2か月間を満了後、送達されたものとみなす。

第五十三条 『条例』及び本細則に規定された各期限について、年間または月で期限を計算する場合、期間末の月の同日を期限満了日とする。該当月に同日がなければ、該当月の月末日を期限満了日とする。期限満了日は法定休日の場合、休日後の最初の平日を期限満了日とする。

第五十四条 当事者が不可抗力、又は特殊的な事由によって、『条例』及び本細則に規定された期限の超過による権利喪失があった場合、その障害が消去された日から起算して二か月以内に、遅くとも期限満了日から起算して二年間以内に、国家林業局に関係証明書類を添付し、理由を説明して、権利回復を請求することができる。

第五十五条 『条例』及び本細則にいう出願日とは、優先権を有する場合、優先権日と読み替えるものとする。

## 第八章 費用と公報

第五十六条 品種権を出願する場合、規定に従い、出願料、審査料を納付しなければならない。栽培試験が必要な場合、栽培試験費用も納付しなければならない。品種権を付与した場合、登録料を納付しなければならない。

第五十七条 当事者が本細則第五十六条に規定する費用を納付する場合、植物新品種保護弁公室に直接納付、郵便局若しくは銀行を通じて支払うことができる。ただし、電信送金を使用してはならない。

郵便若しくは銀行を通じて払い込む場合、出願番号又は品種権証書番号、出願者又は品種権者の氏名又は名称、費用項目及び授權品種名称を明記しなければならない。

郵便若しくは銀行を通じて払い込む場合、送金日を納付日とする。

第五十八条 『条例』第二十四条の規定に基づき、出願者は品種権出願と同時に、または

納付通知を受領した日から起算して一か月以内に出願料を納付することができる。期限を過ぎても支払わない、又は全額を納付しない場合、その出願は取り下げられたものとみなす。

規定に基づき栽培試験料を納付する場合、納付通知を受領した日から起算して一か月以内に納付しなければならない。期限を過ぎても納付しない、又は全額を納付しない場合、出願放棄とみなす。

第五十九条 初年度の登録料は品種権の証書を受領するとき支払う。二年目以降各年度の登録料は前年度の期限の満了前一か月以内に予納する。

第六十条 品種権者が納付期限どおりに登録料を納付していない、若しくは納付額が不足している場合、植物新品種保護弁公室は、登録料の納付期限の満了日から起算して6か月以内に、登録料の25%の滞納金を加算して、出願者に補充納付の知らせを送らなければならない。

第六十一条 本細則の施行日から三年以内は、当事者が本細則第五十六条に規定する費用を納付することが確かに困難な場合、申請と国家林業局の審査承認を経て、納付を減額又は遅延することができる。

第六十二条 国家林業局は定期的に植物新品種保護公報を出版し、品種権の出願、権利付与、譲渡、継承、消滅などの関連事項を公告する。

植物新品種保護弁公室は品種権の登記簿を設け、品種権の出願、付与、譲渡、継承、消滅などの関連事項を登録する。

## 第九章 附則

第六十三条 県級以上の林業主管部門が『条例』に規定する行政処罰の事件を調査・処分するときは、林業行政処罰手順の規定を適用する。

第六十四条 『条例』において授権品種の偽造とは、次に挙げるいずれか場合に該当するものをいう：

- (一) 品種権の証書、品種権番号を偽造し使用する場合；
- (二) 既に終了され又は無効宣告された品種権の証書、品種権番号を使用する場合；
- (三) 非授権品種を授権品種と模倣する場合。
- (四) 当の授権品種をその他授権品種と模倣する場合。
- (五) その他の人に非授権品種を授権品種と誤解させる場合。

第六十五条 当事者が品種権出願または品種権について紛争が生じ、人民法院に訴訟を提起し、且つ既に受理された場合、国家林業局に報告し、人民法院が既に受理した旨の証明資料を添付しなければならない。国家林業局が関連規定によって、中止又は終了の決定を下す。

第六十六条 予備審査、実体審査、再審査、無効宣告のプロセス中に、審査と再審査の担

当事者が次に挙げるいずれかの状況に該当する場合、当事者またはその他の利害関係者が、当該の担当者の回避を請求することができる。

(一) 当事者またはその代理人の親戚である場合；

(二) 品種権出願または品種権と直接的な利害関係を持つ場合；

(三) 当事者またはその代理人と、公正的な審査と審理に影響を及ぼすそのほかの関係を持つ場合。

審査人員の回避は植物新品種保護弁公室により決定される。再審査人員の回避は国家林業部により決定される。回避申請が批准されるまでに、審査及び再審査人員は職責の履行を終止してはならない。

第六十七条 誰でも、植物新品種保護弁公室の許可を得れば、既に公告された品種権出願の公文書と品種権の登録簿を閲覧又はコピーすることができる。

『条例』及び本細則の規定に基づき、既に却下され、取り下げされ、無効宣告され、品種権終了され、若しくは品種権出願が放棄され、又は放棄と見なされた品種権の植物体は、植物新品種保護弁公室により、廃棄処分される。

第六十八条 品種権の出願者及び品種権者の変更を請求する場合、植物新品種保護弁公室に著録事項の変更手続きを申請し、併せて変更理由と証明資料を提出しなければならない。

第六十九条 本細則は国家林業局が説明の責任を負う。

第七十条 本細則は発行日から施行する。